

不当労働行為の審査取扱状況（平成 30 年）

第 1 表 取扱件数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
繰 越 し	8	5	3
新規申立て	12	5	7
計	20	10	10

第 2 表 申立事項別件数

申 立 事 項	繰越し	新規申立て	計
1号（正当な組合活動による不利益取扱い）	—	—	—
2号（団体交渉の拒否）	2	6	8
3号（支配介入）	1	1	2
4号（報復的な不利益取扱い）	—	—	—
1号と2号の複合したもの	1	—	1
1号と3号の複合したもの	2	3	5
2号と3号の複合したもの	—	—	—
1号と2号と3号の複合したもの	2	2	4
1号と2号と3号と4号の複合したもの	—	—	—
計	8	12	20

（注） 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表 申立理由別件数

7条号別	申立理由	繰越し	新規申立て	計	
1号	正当な組合活動による不利益取扱い	解雇	1	—	1
		賃金等の差別	—	2	2
		仕事上の差別	—	1	1
		配転	—	2	2
		その他	5	1	6
		小計	6	6	12
2号	団体交渉の拒否	5	8	13	
3号	支配介入	組合誹謗	—	—	—
		別組合の育成	—	—	—
		協定不履行	—	1	1
		組合弱体化工作	4	5	9
		脱退強要	—	1	1
		就労拒否	3	1	4
		小計	7	8	15
4号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い	—	—	—	
計		18	22	40	

(注) 1 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があるため、件数の計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第4表 請求する救済内容別件数

請求する救済内容	繰越し	新規申立て	計
原職復帰・バックペイ	2	1	3
配置転換の撤回	—	1	1
不利益取扱いの撤回	2	5	7
事業所の再開	—	—	—
他組合との差別禁止	1	—	1
団体交渉の応諾	4	8	12
支配介入の禁止	2	6	8
謝罪文の掲示・手交	5	8	13

(注) 1事件につき複数の請求する救済内容がある場合があるため、件数の合計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第5表 月別件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
繰越し	—	1	—	—	—	1	—	—	4	1	1	—	8
新規申立て	1	—	—	1	2	—	2	1	2	—	1	2	12

第6表 地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
繰越し	4	1	1	—	1	1	—	—	—	—	8
新規申立て	7	2	—	2	—	—	—	1	—	—	12

第7表 業種別件数

業 種	製造	運輸、郵便			卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便							
繰 越 し	2	1	1	—	—	1	1	1	—	1	8
新規申立て	1	—	5	—	—	1	—	3	—	2	12
計	3	1	6	—	—	2	1	4	—	3	20

第8表 企業規模別件数

企業規模	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
繰 越 し	1	1	2	2	—	1	1	8
新規申立て	3	6	1	—	—	—	2	12
計	4	7	3	2	—	1	3	20

第9表 終結区分別件数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	関与 和解	無関与 和解	取下げ	小計	
繰 越 し	1	1	1	—	3	2	—	—	2	5
新規申立て	—	—	—	—	—	1	4	—	5	5
計	1	1	1	—	3	3	4	—	7	10

第10表 終結事件係属日数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命令・決定	533	350	429
和解・取下げ	362	83	188
総 平 均	—	—	260